

# 関係用語集全

## 環境基準

- ・ 環境基本法第 16 条に基づいて「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準です。
- ・ 現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について基準が設定されています。

## 環境基準点

環境基準の達成状況を判断するための地点です。

## 単位

- ppm (ピー・ピー・エム)  
ある量が百万分のいくらかあるかという割合を表す単位で、大気汚染では体積比を用います。
- ppmC (ピー・ピー・エム・シー)  
炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。
- mg (ミリグラム)  
重さの単位で、千分の 1 グラムを表します。
- μg (マイクログラム)  
重さの単位で、百万分の 1 グラムを表します。
- ng (ナノグラム)  
重さの単位で、十億分の 1 グラムを表します。
- pg (ピコグラム)  
重さの単位で、1 兆分の 1 グラムを表します。
- TEQ (ティーイーキュー): 日本語で毒性等量のこと。  
毒性の強さを加味したダイオキシン量を表す重さの単位です。詳細はダイオキシンの項を参照して下さい。

## 大気汚染の監視の状況

### 大気汚染常時監視システム

- ・ 大気汚染測定局で測定したデータは、電話回線等により環境保全センターの中央局に送られこの中央局で市内の大気汚染の状況を常時監視するシステムです。
- ・ 1 時間毎の測定データの概要は、郡山市ウェブサイト > 環境 > 郡山市環境保全センター > 現在の大気状況からご覧いただけます。
- ・ なお、本市の測定データは、県のシステムを経由し環境省の「大気汚染物質広域監視システム (通称「そらまめ君」) に接続されており、この「そらまめ君」により全国の大気汚染状況を即座に見ることができます。

### 1 日平均値の 2 % 除外値

1 日の平均値を高い順に並べたとき、測定値の高いほうから 2 % の範囲に含まれる数値を除いた値をいいます。

### 1 日平均値の 98 % 値

1 日の平均値を低い順に並べたとき、低いほうから数え 98 % 目の値をいいます。

### 光化学オキシダント 光化学スモッグ

- ・ 自動車の排ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やガソリンなどの揮発性有機化合物が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、汚染物質の「光化学オキシダント」を発生させます。
- ・ 最高気温が 25 度以上、一定の湿度、風が弱いといった条件がそろえば 8 月に発生しやすい。濃度が高くなると、目やのどの痛みのほか、肺機能に悪影響が出る恐れがあります。
- ・ 光化学オキシダントが発生し高濃度になると、大気が白くモヤがかかったように見えますが、この状態を「光化学スモッグ」と呼びます。
- ・ 目の刺激に対する閾値 (作用を起こす最小値) は、0.10 ppm と推定されています。

## 有害大気汚染物質の状況

### 有害大気汚染物質

- ・ 大気から継続的に摂取された場合、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいいます。
- ・ 国では有害大気汚染物質として 234 物質をリストアップしており、その中から優先的に対策に取り組むことが望まれる 22 物質を優先取組物質としています。
- ・ また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及びジクロロメタンについては環境基準が設定されています。

## アスベスト濃度調査

### アスベストとは

- ・ アスベストは天然に産出する繊維状鉱物の総称で、一般的に蛇紋岩系のクリソタイルと角閃石系のアモサイトなど 6 種類の鉱物を指します。
- ・ 木綿や羊毛に似たしなやかさがあることから、「石綿(いしわた、せきめん)」とも呼ばれ、その特性から建築資材を中心に幅広く使用されてきました。
- ・ アスベストは英語で"asbestos"と表記し、「永久に消えない」という意味を持ちます。

## 河川の水質汚濁の状況

### 生活環境項目

- ・ 水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている BOD などの項目をいいます。
- ・ 生活環境の保全に関する環境基準は、河川の水域ごとの利用目的(水道、水産、工業用水など)に応じそれぞれの水域の特性を考慮して、各水域「AA」から「E」までの 6 つの類型をあてはめています。

### 健康項目

- ・ 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康を保護に関するために環境基準が設定されているカドミウム、シアン、鉛、六価クロムなど 26 項目を指します。
- ・ 人の健康の保護に関する環境基準は、人の健康はなにものにも優先して尊重されなければならないため、すべての河川や湖沼に一律に適用されています。

### BOD

- ・ 生物化学的酸素要求量のこと、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量をいいます。河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く汚れていることを示します。

### BOD 75% 水質値

- ・ BOD の測定値を値の低い順に並べたとき、低いほうから数え 75 % 目の値をいいます。河川調査では、月 1 回年 12 回の調査を行っているため、12 個の測定値のうち値の低いほうから数え 9 番目の値となります。(9 / 12 = 75 %)
- ・ また、BOD に係る環境基準の評価は、75 % 水質値で行うこととされています。
- ・ 湖水の COD に係る環境基準の評価も、75 % 水質値で行うこととされています。

### 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質であるが、検出状況から見て、現時点では直ちに環境基準の健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めることが必要である物質としてクロロホルムなど 22 物質及びその指針値が定められています。

## 湖沼の水質汚濁の状況

### COD

- ・ 化学的酸素要求量のこと、水中の有機物を酸化剤(薬品)で化学的に分解したときに消費される酸素の量をいいます。
- ・ 湖沼の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く汚れていることを示します。

# ダイオキシン類の汚染状況

## ダイオキシン類とは

- ・塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類と呼んでいます。
- ・発生源は、ごみ焼却、製鋼用電気炉、たばこの煙等で、自然界の森林火災等でも発生します。
- ・WHO（世界保健機関）は、2,3,7,8-TCDDが人への発ガン性があるとしています。
- ・濃度の単位にはTEQ（ティーイーキュー）が用いられていますが、ダイオキシン類には毒性の強い物から無い物までの200種類以上の仲間があり、総合的な毒性を評価するため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの量に換算した値（毒性等量）として表していることを示します。

# 環境騒音の状況

## 騒音に係る環境基準の類型指定地域

- ・騒音に係る環境基準は、土地の利用形態を考慮し定められています。
- ・本市では、都市計画法の用途地域ごとに「A」から「C」まで類型指定がされています。

### <騒音に係る環境基準>

（昼/夜）単位はデシベル

地域の類型	当てはめる地域	一般地域	道路に面する地域		
			1車線	2車線以上	近接空間
A	第1種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域	55以下 / 45以下		60以下 / 55以下	70以下 / 55以下
B	第1種住居地域、 第2種住居地域	55以下 / 45以下		65以下 / 60以下	(45以下 / 40以下) ( ) : 屋内へ透過する騒音
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60以下 / 50以下	65以下 / 60以下		

1：騒音の評価手法：等価騒音レベル（LAeq）

2：時間の区分：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日午前6時）

3：接空間：幹線道路を担う道路（注1）に近接する空間（注2）

（注1）幹線道路を担う道路：高速自動車道、国道、県道、市道（市道は4車線以上の区間に限る）

（注2）近接する空間：幹線道路を担う道路端から下記の区分の範囲

2車線以下の道路：15m

2車線を超える道路：20m

### <等価騒音レベル（LAeq）とは>

道路交通騒音の測定結果を評価するにあたっては、従来はある測定期間で得られた多数の測定値を統計処理した「中央値」が用いられてきました。等価騒音レベルは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもので、自動車からの騒音のように時間的に大きく変動する騒音レベルを評価するために考案されました。

## 自動車騒音常時監視 面的評価

- ・道路に面する地域騒音の環境基準は、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。
- ・従来は、道路端での実測値で騒音の状況を把握する「点的評価」が行われていましたが、面的評価では道路端からの距離減衰や建物群による減衰量を差し引き、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等戸数の割合を算出することにより評価を行います。

## 要請限度

- ・自動車騒音により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音の防止のため舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の基準をいいます。

## 音の大きさの目安

- 70 デシベル：電話のベル、騒々しい街頭
- 60 デシベル：静かな乗用車、普通の会話
- 50 デシベル：静かな事務所
- 40 デシベル：図書館、静かな住宅地の昼間